

選択的夫婦別姓の現在地

— その背景、裁判の現状も含めて —

オンライン参加可
(期間限定での動画配信)

講演内容

現在の民法では、結婚に際して、男性または女性のどちらか一方が、必ず名字（氏、姓）を変更しなければなりません（夫婦同姓制度）。現実には女性が男性の名字に変更する例が圧倒的多数です。その背景にあるものは何でしょうか。

一方、選択的夫婦別姓制度とは、希望する夫婦は、結婚後もそれぞれ結婚前の名字を称することを認める制度です（夫婦同姓か別姓かを選択できる）。この制度導入を求める意見の背景にあるものは何でしょうか。

家族のあり方にも関わる問題ですから、モヤモヤする気持ちも含め、一緒に考えてみませんか。

日時 6月25日（火）10:00～12:00
(開場 9:30～)

場所 かでる2・7 4F 大会議室
(札幌市中央区北2条西7丁目)

参加費 無料
(定員200名)

講師 弁護士 三浦桂子 氏
(北海道合同法律事務所)

北海道生まれ、北海道大学法学部卒。1997年4月に弁護士登録し、北海道合同法律事務所に入所。弁護士経験28年目。

札幌弁護士会、日本弁護士連合会において、性の平等、男女共同参画推進のための委員会活動をしている。



お申込み・お問い合わせ

北海道立女性プラザ 札幌市中央区北2条7丁目 かでる2・7 6F

【メール】 info@l-north.jp 【お電話】 011-251-6349

(@のうしろはLの小文字)

①お名前 ②お住まい(居住地の市町村) ③電話番号
④参加方法(会場またはオンライン)をお知らせください。